

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

30分でざっくり理解する オープンアクセスと著作権

鈴木 康平

(人間文化研究機構)

講演要旨



オープンアクセス (OA) と著作権との関係について、30分でその概要を報告する。具体的には、①著作権制度の概要、②クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要とOAとの関係、③ハーバード大学OAポリシーやプランSを代表例とする「権利保持戦略」、④欧州の複数国で導入されている、公的助成による研究成果をOAとする権利を著作者に与える「二次出版権」について報告する。また、著作権とは別のアプローチとして、⑤学術プラットフォームとプラットフォーム規制・競争法との関係について、私見を報告する。



鈴木 康平

人間文化研究機構人間文化研究創発センター特任准教授。中央大学ELSIセンター客員研究員。筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程修了。博士(情報学)。特許庁意匠審査官、情報通信総合研究所主任研究員を経て、2023年9月より現職。関心領域は、知識共有に関する社会制度。

私は主に著作権法について研究しています。私よりも優れた著作権の研究者はいくらでもいらっしゃるのですが、筑波大学で大学1年から博士後期課程まで図書館情報学を学んでいたため、学術情報流通についても多少は分かっているということで本日呼んでいただけたのだと思います。このSPARC Japan セミナーは学生時代から何度か聞かせていただいていたのですが、本日は発表者としてここに立っています。

著作権法の概要

まず、著作権法の概要についてお話しいたします。著作権法というと、「権利者が強い」「とにかく権利を守るので研究者にとっては使いづらい」「著作権がな

ければもっと自由に研究できるのに」という声も聞かれます。著作権は、著作者の権利を保護することはもちろんですが、その法目的として文化的所産の公正な利用に留意するところがあり、最終的に文化の発展に寄与することを目的とした法律です(図1)。

著作権法の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
- 思想・感情の創作的な表現**を「著作物」として保護。
 - 小説、**学術論文**、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
 - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
 - 実験データなどは原則として保護されない
- 著作権者の許可なく複製したり、インターネットで公開などをすると著作権侵害になる
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用は、一定の要件を満たす場合、著作権が制限され、著作物を利用することができる(「権利制限」と呼ばれる)

3

(図1)

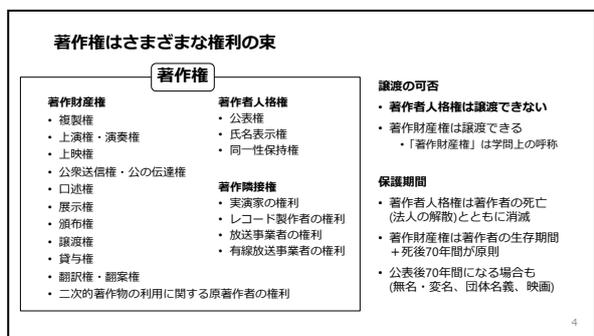
そのため、権利の保護だけでなく、文化の発展に寄与するために権利が一時的に制限される「権利制限規定」と呼ばれる例外規定も多く含まれています。

著作権法で保護される著作物は「思想・感情の創作的な表現」と定義されており、これは世界的にも同様です。具体的には、小説や映画等のコンテンツはもちろん、学術論文も著作物として保護されています。日本でも学術論文を著作物として認めた裁判例は幾つもあります。

一方、著作権法は著作物という表現を保護するものですので、事実やアイデアは保護しません。昨今、生成 AI は著作権関連でも非常に話題になっていますが、いわゆる「作風」のようなものも、単に似ているだけであればアイデアと捉えられ、基本的には保護されない構造となっています。学術研究関連では、実験データの数値などの事実を表現したに過ぎないものは原則として保護されません。一方で、例えば人文系の研究では書籍や画像を研究データとして解析対象としている場合があります、そのようなデータには当然著作権があります。研究データといっても一概に著作権がないとは言えない点には注意が必要です。

著作権法では、著作権者の許可なく複製したり、インターネット上で公開する行為は著作権侵害に当たります。ただし、元々は文化の発展に寄与することが最終的な目的ですので、著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用については、一定の要件を満たす場合には著作権が制限され、自由に著作物を利用できる権利制限規定が定められています。

一口に著作権と言っても、図 2 に示すようにさまざま



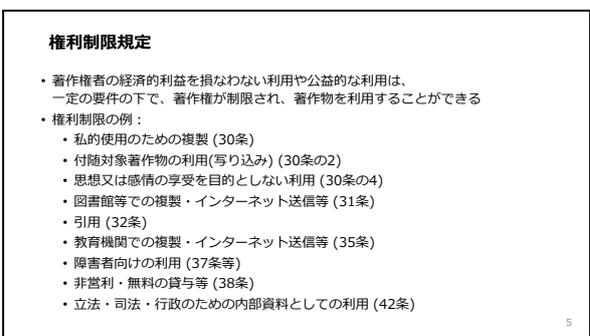
(図 2)

な権利があり、主に著作財産権と著作人格権に大別されます。オープンアクセスにしばしば関係するのは、著作財産権のうちの複製権や、インターネットで公衆に送信する権利を含む公衆送信権などです。論文を投稿し採用されたときに著作権の譲渡契約をすることがありますが、その際に譲渡されるのはあくまで著作財産権の方であり、著作人格権は譲渡できない権利とされています。従って、出版社などに著作権を譲渡したとしても、人格権は残ります。

権利制限規定について簡単に説明します(図 3)。大学などの図書館では、書籍の貸し出しや文献複写などのサービスが提供されています。図書館での複製については、権利制限規定 31 条「図書館等での複製・インターネット送信等」が該当します。また、たまに勘違いされている方がいらっしゃいますが、図書館で本を貸し出せるのは図書館だからできるものではありません。38 条「非営利・無料の貸与等」で権利制限がされているためであり、営利目的の貸し出しであれば図書館であっても許諾を取る必要があります。「非営利・無料の貸与等」が図書館で最も使われている権利ではないかと思います。また、研究者がよく使うことになるのは、30 条の 4「思想又は感情の享受を目的としない利用」という、情報解析を行うための規定です。生成 AI はこの 30 条の 4 の規定をどのように解釈するかに関わっており、現在議論されているところです。

オープンアクセスと著作権

オープンアクセスの代表的な定義は、ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティブ (BOAI) 宣言の



(図 3)

「インターネットへのアクセス自体を除き、経済的、法的または技術的な障壁なく、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、(中略) インターネット上で無料で利用できるようにすること」というものです(図4)。ライセンス関係では、「法的な障壁なく」という点が関係すると思います。オープンアクセスの主な実現手段には、グリーン OA、ゴールド OA、ハイブリッド OA、ダイヤモンド OA があります。

日本では、2023年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2023」の中で「即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」という方針が示されました。同年10月には総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)有識者議員懇談会の議論のまとめとして、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方(案)」が公表されました。

この提言を私なりに整理すると、大きく三つに分けられます(図5)。一つ目が、即時 OA の理念です。公的資金によって生み出された研究成果を広く還元することや、日本での購読料・APCを含む経済的負担

オープンアクセス(OA)

- ・ Budapest Open Access Initiative (BOAI) 宣言 (2002年)
 - ・ 「インターネットへのアクセス自体を除き、経済的、法的または技術的な障壁なく、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、または、リンク、インデックス作成のためのクローリング、ソフトウェアへのデータとしての投入、その他の合法的な目的で、パブリックインターネット上で無料で利用できるようにすること」
- ・ OAの主な実現手段
 - ・ グリーンOA: 著者がセルフアーカイブしてOAにする
 - ・ ゴールドOA: 出版社がOAにする。掲載料(APC)を支払う場合も多い
 - ・ ハイブリッドOA: APCを払ったものはOAになり、それ以外はOAにならない
 - ・ ダイヤモンドOA: 著者・読者ともに費用をかけずにOAにする

(図4)

公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方(総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員、2023年10月30日)

- ・ 即時オープンアクセスの理念
 - ・ 公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元
 - ・ 日本全体での購読料・APCを含む経済的負担の適正化
 - ・ 世界に対する日本の研究成果の発信力の向上
- ・ 即時オープンアクセスの対象
 - ・ 競争的研究費制度により生み出された、査読付き学術論文(著者最終稿含む)および学術論文の根拠データ(研究データ)
- ・ 即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針
 - ・ 掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付け
 - ・ 学術プラットフォームに対する集団交渉の体制構築を支援し、日本の公的資金全体の負担軽減を図る
 - ・ 学術論文の定量的な評価のみによらない新たな評価体制の確立を目指す など

(図5)

の適正化、世界に対する日本の研究成果の発信力の向上などがあります。二つ目が、即時 OA の対象です。競争的研究費制度により生み出された査読付き論文とその根拠データを盛り込むべきとしています。三つ目が、即時 OA 実現に向けた基本方針の策定です。掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付けること、学術プラットフォームに対する集団交渉の体制構築を支援し、日本の公的資金全体の負担軽減を図ること、学術論文の定量的な評価のみによらない新たな評価体制の確立を目指すことなどが盛り込むべき事項として書かれています。

続いて OA と著作権の関係ですが、BOAI 宣言では著作権に関して「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである」と書かれています(図6)。私はこれを、オープンアクセスにおいては同一性保持のコントロールと適切な引用が重要であるという意味だと理解しています。

オープンアクセスと著作権との関係を考える上では、クリエイティブ・コモンズと権利保持戦略、そして二次出版権が関係するため、それぞれについてお話しします。また、海賊版論文サイト・Sci-Hub のような著作権侵害サイトも出現し始めています。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)では、表示(BY)、改変禁止(ND)、非営利(NC)、継承(SA)の四つの条件を組み合わせた6

OAと著作権

- ・ BOAI宣言における著作権に関する内容
 - ・ 「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである」
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- ・ 権利保持戦略
- ・ 二次出版権
- ・ Sci-Hub: 海賊版論文サイト
 - ・ 2022年の日本からの違法なダウンロード数は約720万件
(出所: 「『やばいかな』違法論文海賊版サイト、常連の医師『便利』」毎日新聞(2023年6月6日))

(図6)

種類のライセンスが提供されており、オープンアクセスでも使われています(図7)。CCライセンスは、ライセンス表示だけでも簡単に分かるようになっていますが、それ以外にも、法律の専門家に向けたリーガルコードや機械可読できるメタデータが提供されており、コモンズ証、ライセンス、メタデータの三つの要素を使うことで、ライセンスの効果を保証しています。

詳細について少し説明しますと、まず、CCライセンスはあくまでも著作権者・権利を持っている人が付与するものです(図8)。例えば著作権を持っていない図書館が、自分たちが管理しているからといってライセンスを付与することはできません。著作権を持っているか、または著作権者から許諾を受けていれば付与できるものなのです。

CCライセンスは一度付与すると著作権者であっても取り消しができません。一度公開したコンテンツを公開中止とする、別のライセンスを追加で付与することは可能ですが、以前に付与したライセンスの撤回はできません。例えばCC BYを付けて一度公開したものに後から非営利のCC BY-NCを付けたとしても、CC BYの条件は消えませんが、それ以前にダウンロードした人が営利目的で使うことは止められないこととなります。

また、CCライセンスは追加的な制約を課すことはできないとされています。CC BYを付けているものにそれ以外のいろいろな条件を付けることは、ライセンス上許されていません。

さらに、CCライセンスがカバーするのはあくまで著作財産権のみであり、著作者人格権、肖像権、ある

いは最近よく話題になる個人情報(プライバシー権)はカバーされていません。もっとも、CCライセンスは「許諾者はライセンスのある範囲での利用について、可能な限り人格権等を放棄または主張しないことに同意する」という条件で付与されています。

また、論文などに他人の著作物を含む場合、引用は適法な行為ですから当然問題はありませんが、引用に当たらない利用で論文の中に組み込むことがあります。この場合は、許諾を得てからCCライセンスをその論文全体に付与することは可能です。あるいは、他人の著作物を使用した際には、©マークを付けて著作権者を明確に分かるようにします。論文全体にCCライセンスを付けるときにも、そのような注意書きを入れておけば問題ないと思います。

著作権者自身はCCライセンスに縛られません。例えば、著作権者はNCであっても営利利用ができます。また、著作権者以外の場合は、著作権者から許可を取れば、NCやNDでも営利利用や改変は可能です。

オープンアクセスとCCライセンスについては、BOAI宣言の10年後に発表された提言BOAI10において、CC BYまたは同等のライセンスの使用を推奨しています。また、J-STAGE 掲載ジャーナルにもCCライセンスが付与されたものが多くあります。オープンアクセス学術誌要覧(DOAJ: Directory of Open Access Journals)という、オープンアクセスの学術誌をまとめたデータベースへの収録に当たっては、CCライセンスまたは同等のライセンスの明記が必要とされています。このような背景もあり、CCライセンスはさまざまなおところで使われています。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)		
・4つの条件を組み合わせた6種類のライセンス		
条件	内容	補足
表示(BY)	クレジット表示	改変した場合はその旨を記す
改変禁止(ND)	元の作品を改変しない	翻訳を含めた改変自体は可能だが、改変したものを共有することは不可
非営利(NC)	営利目的で利用しない	金銭のやりとりがある場合は、実費であっても営利目的と判断
継承(SA)	改変した場合、同じCCライセンスで公開	追加の条件を付けることも禁止
<ul style="list-style-type: none"> ・CCライセンスは3つの要素で効果を保証 <ul style="list-style-type: none"> ・コモンズ証：非法律家向けにライセンス趣旨をまとめたもの ・ライセンス：リーガルコード、利用許諾、法律家向けの厳密な記述 ・メタデータ：サーチエンジン向けの、RDFに基づいたライセンス情報 		
出所(国言付)：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト https://creativecommons.jp 10		

(図7)

CCライセンス 詳細
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権者がCCライセンスを付与する ・CCライセンスは、著作権者であっても一度付与すると取消できない <ul style="list-style-type: none"> ・公開をやめたり、別ライセンスの追加の付与はできる(利用者はいずれのライセンスを選んでもよいが、以前に付与したCCライセンスの撤回はできない) ・CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない ・CCライセンスがカバーするのは、いわゆる著作財産権のみで、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権などはカバーしない <ul style="list-style-type: none"> ・もっとも、CCライセンスでは、許諾者はライセンス範囲での利用について、可能な限り、人格権等を放棄または主張しないことに同意する、とされている ・他人の著作物を含む場合、引用等を除いて、許諾を得てからCCライセンスを付与する ・著作権者自身はCCライセンスに縛られない(例：NCでも著作権者は営利利用できる) ・NCやNDであっても、著作権者に許諾をとれば営利利用や改変は可能
出所：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト https://creativecommons.jp 11

(図8)

権利保持戦略

権利保持戦略とは、論文の著作権を出版社に譲渡する前に、所属機関や助成機関にオープンアクセスにするための利用許諾を著者が与えること、あるいは助成機関が論文を CC BY など公開することを助成対象者に義務付けることです（図 9）。欧州委員会が 2022 年 8 月に公表した報告書では、権利保持戦略の代表例として、ハーバード大学文理学部の OA ポリシーと、cOAlition S が提唱したプラン S が掲げる権利保持戦略が挙げられています。

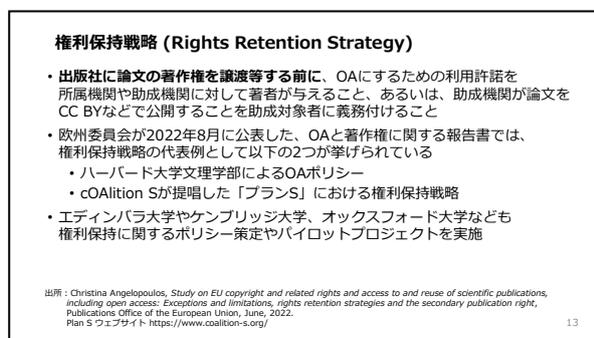
まず、ハーバード大学の OA ポリシーについて、文理学部を例にご紹介します。ハーバード大学文理学部では、「明示的なオプトアウトがない限り、教員は著者最終稿について、アーカイブと配布の非独占的ライセンスを大学に対して与える」というポリシーを定めています（図 10）。オプトアウトとは、「このポリシーから抜ける」という権利者の意思表示のことです。権利保持戦略や OA ポリシーについては、元々カリフォルニア大学で早くから考えられていたといわれますが、2008 年に文理学部で採択されたこのハーバード

大学のものが、権利の許諾に焦点を当てた米国初の OA ポリシーだといわれています。

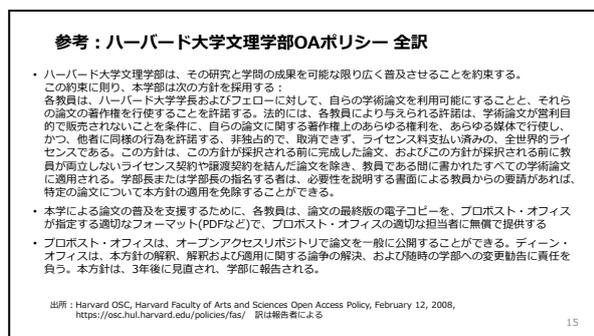
権利保持戦略の懸念としては、大学に対して事前に著作権のライセンスをしているため、出版社がジャーナルへの掲載を拒否する可能性があることです。しかし、ハーバード大学は、事前ライセンスを理由にジャーナルが論文掲載を拒否した事例はないと説明しています。ハーバード大学の OA ポリシーでは、オプトアウトやエンバゴが認められているため、ジャーナルに論文掲載を拒否される場合は著者がオプトアウトしているだけなのではないかと個人的には思いますが、本当のところは分かりません。

次に、プラン S の権利保持戦略を紹介します（図 11）。プラン S の原則の一つに、「著者または所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」とあります。cOAlition S を構成する助成機関は、事前ライセンスと事前義務という 2 種類の権利保持戦略を実施するとされていますが、この違いについては正直よく分かりません。これを分析した研究では、投稿時からその論文が CC BY であることを明示すること、あるいは出版時までには論文を CC BY とすることと整理されていますので、そのようにご理解いただければよいかなと思います。プラン S では CC BY の使用が原則ですが、CC BY-SA や CC0 も使用できますし、CC BY-ND についても助成機関が正当な理由があると認めた場合には使用可能とされています。

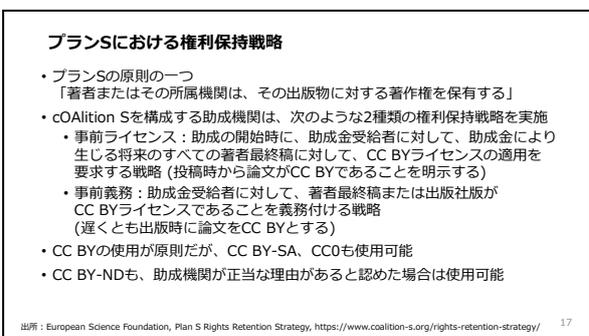
欧州では、SPARC Europe から権利保持とオープンライセンスに関する報告書“Opening Knowledge: Retaining Rights and Licensing in Europe 2023”が公開され



(図 9)



(図 10)



(図 11)

ています(図12)。それによると、欧州には権利保持ポリシー策定中の機関が少なからずあることが分かります。権利保持に関するサポートを担当する部門の半分以上は図書館であるという調査結果なども掲載されていますので、ご関心があれば一読いただければと思います。

一方、日本での権利保持戦略については、私が知る限りほとんど議論されていません。日本の著作権法には利用権の当然対抗制度があるため、法的には権利保持戦略が有効に機能すると思います。ただ、出版社との契約上、本当に権利保持戦略が有効なのかについては疑問を抱いています(図13)。投稿規定や出版規定に「事前に他のところにライセンスしていないこと」という条件が書かれていることがあり、権利保持戦略を取っていても、出版社との契約違反となってあまり機能しないのではないかと個人的には思っています。次にご紹介する二次出版権の方が良いようにも思えますが、いろいろ課題もあります。

権利保持とオープンライセンスに関する報告書 (SPARC Europe)

- 欧州における権利保持ポリシーの進展状況を紹介
 - 権利保持ポリシーを定めている機関は全131機関中14%(17機関)だが、25%(32機関)がポリシーを策定中
 - 2021年以降、著作権に関するポリシーの導入が急増
 - 134機関中、74%(99機関)が権利保持に関するサポートを実施
 - 権利保持に関するサポートを担当する部門の60%以上は図書館(次点で法務部門)
- 一部の教育機関や出版者はCC BYの利用に消極的
- CC BYで論文をOAにする出版社のほうが、CC BY以外を付与する出版社よりも著者に著作権を保持している傾向がある



出所: Ignasi Labaetida i Juan, Iva Melinčič Zloti, Vinessa Proudman, S Jon Treadway, Opening Knowledge: Retaining Rights and Open Licensing in Europe, June, 2023, <https://doi.org/10.5281/zenodo.8084051>

(図 12)

二次出版権

二次出版権とは、公的助成により一定割合が賄われた研究について、論文出版後に著者等が論文をオープンアクセスにする権利を与える制度です。欧州では幾つかの国で導入されていますが、私が確認した限り、導入国のうち即時OAを認めている国はなく、必ずエンバーゴが設けられています。図14にはドイツの例を記載しています。

オープンアクセスとプラットフォーム規制・競争法

最後に、ライセンスとは関係ないのですが、プラットフォーム規制や競争法の適用可能性についてご紹介します(図15)。「統合イノベーション戦略2023」では、「論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)の市場支配下におかれている」と指摘されています。学術プラットフォームの市場支配が成立しているとすると、むしろプラットフォーム規制や競争法(独占禁止法)の学術出版社等への適用可能性を議論すべきではないかと私

二次出版権 (Secondary Publication Right)

- 公的助成により一定割合が賄われた研究に関する論文等について、論文等が出版された後に、著作者や著者の所属機関等に対して、論文等をOAとする権利を与える制度
- 欧州の複数の国で導入されている(ドイツ、フランス、オランダなど)
- 二次出版権を導入している国では、即時OAを義務化している国はなく、エンバーゴ(STM分野は最長6カ月、人文社会分野は最長12カ月など)が設けられている

出所: Knowledge Rights 21, A Position Statement from Knowledge Rights 21 on Secondary Publishing Rights, October, 2022

- 二次出版権の例: ドイツ著作権法38条4項

学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著作者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、營利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。

出所: 本山隆弘『外国著作権法令集(57): ドイツ編』著作権情報センター(2020年)

(図 14)

日本における権利保持戦略

- ほとんど議論されていないが、即時OA義務化を実現しつつ、投稿先を選択する自由を確保するためには、著作権をどう処理するかの議論が必要では?
- 日本の著作権法上は、権利保持戦略は有効に機能しそう
 - 利用権の当然対抗制度(63条の2)
- もっとも、出版社との契約上、権利保持戦略が本当に有効なのかは疑問あり
 - 投稿規程などに「事前にライセンスしていないこと」といった条件
- 後述する二次出版権のほうが現実的か? ただし、こちらにも課題が…
 - 条文中「契約で上書きできない」旨を書き込むこともおそらく可能
 - 日本国外への提供をどう処理する?
 - 出版社との契約における裁判管轄の問題
 - 何ら経済的補償のない即時OAは、著作権法上認めがたいのでは?

19

(図 13)

プラットフォーム規制や競争法の適用可能性

- 統合イノベーション戦略2023は「論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)の市場支配の下におかれている」と指摘
- 学術プラットフォームの市場支配が成立しているとすると、プラットフォーム規制や競争法(独占禁止法)の学術出版社等への適用可能性を議論すべきではないか?
 - 研究者としては即時OAは歓迎だが、研究者や大学が論文出版を出版社に任せている以上、適正な対価は支払うべき。仮に購読料/APCが適正価格でないならば、それが重要な問題では?
- 仮に購読料やAPCが不当に高すぎるのであれば、搾取的高価格規制の適用可能性?
 - EUには、搾取的高価格を設定していた薬品について、競争法違反の疑いありとされ、最終的に約7割の値下げが行われた事例も(CASE AT 40394 - Aspen, 10/02/2023)
 - 関連コストに合理的な利益を合わせた適正水準を平均300%上回る価格設定をしている
 - 代替性がなく、取引の必要性があるため、高価格でも需要者は受け入れざるを得ない
 - コストに比例しない、明確な搾取価格引き上げ戦略が内部資料から読み取れる
 - 出所: 滝澤紗矢子「EUにおける搾取的高価格規制の新動向」NBL 1213号4頁以下(2022年)
- 合併への企業結合規制の適用可能性?
 - 参考: 渡井澄子『オープンアクセスジャーナルの実証分析』日本評論社(2023年)

21

(図 15)

は考えております。一研究者として、即時 OA には、研究がしやすくなるので賛成します。一方、研究者や大学が論文出版を出版社に任せている以上、適正な対価は支払うべきですが、仮に購読料や APC が適正価格でないならば、それが一番大きな問題だと思います。

購読料や APC が不当に高価格ならば、競争法上の搾取的高価格規制の適用が考えられます。EU では、搾取的な高価格が設定された薬品について当局から競争法違反の疑いがかけられ、最終的に 7 割の値下げが行われた事例があります。もちろん薬品と論文を一緒にはできませんが、このような規制もあるということです。

また、合併への企業結合規制の適用可能性もあると考えています。このことは、浅井澄子先生の 2023 年の著書『オープンアクセスジャーナルの実証分析』でも指摘されています。ビッグ・テックといわれる大手プラットフォームは、さまざまなスタートアップ企業を買収して大きくなりましたが、そのような手法で急速に市場を支配することに対して、企業結合規制をより厳しくすべきではないかという議論が各国でなされています。学術出版社の中にもいろいろな出版社を吸収合併している企業がありますので、これについても議論はできるのではないかと考えています。

競争法の適用可能性に関しては、私だけでなく、例えば大阪経済法科大学の吉原裕樹先生も独占禁止法の適用について論文を書かれています。また、2000 年ごろに私立大学図書館協会には Elsevier 社問題特別委員会という組織があり、そこが公正取引委員会と相談したところ、独占禁止法違反ではないという公取委の裁定が下されたようです。しかし、独占禁止法に裁定という制度はないはずで、当時の資料がほとんど残っておらず詳細が分かりませんので、もし関係者の方がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。ただ、20 年前と今では状況が変わってきていると思いますので、大学図書館関係者の方も、もしこのあたりが問題だと思われるのであれば、このような手段も考えられてはいかがかと思います。